



海老名市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年8月2日

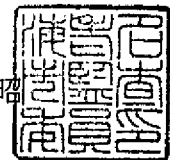
海老名市監査委員

雨宮 徳明



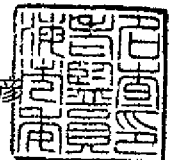
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

市川 敏彦



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市民協働部 文化スポーツ課
- 2 監査の実施日 令和元年5月29日
- 3 監査結果の公表日 令和元年5月31日(海老名市監査委員告示第6号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
(1)支出事務について、外形的に正当な理由のない請求書の分割払いと見受けられる支出がされていた。	(1)今後はこのようなことのないよう、正当な契約事務及び予算執行に努めるとともに、複数の職員で確認することでチェック体制の強化を図ります。 また、職員の財務に係る法規の再確認及び理解を深めることにより再発防止に努めます。
(2)海老名市立都市公園条例施行規則第24条第2号では、指定管理の事業報告書の記載事項として、「当該年度の指定管理者及び従事する者の出勤状況を示す資料」と定めているところ、当該資料の提出がされていなかった。	(2)令和元年6月1日付けで指定管理者より事業報告書が提出されています。 今後はこのようなことのないよう、都市公園条例に規定されている報告等の事務処理の徹底を図るとともに事務担当者以外の職員にも条例の内容をよく周知し、複数の職員で確認することでチェック体制の強化を図るとともに、提出書類のチェックリストを作成し、再発防止に努めます。
(3)平成30年度旅費について、支出漏れが2件あった。平成30年度予算がなく、令和元年度予算で支給手続を行っている。	(3)令和元年5月30日付けで支払い済みです。 今後はこのようなことのないよう、正当な予算執行に努めるとともに、複数の職員で確認することでチェック体制の強化を図り、さらには、スケジュール管理に入力し漏れをなくし、月初めに朝札等で確認するなど、職員全体で確認するとともに速やかな事務執行に努めます。